

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第53号	三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る保険料の軽減強化を図るに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】 介護保険の1号保険料について給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減が図られるが、消費税税率10%への引き上げが平成29年4月まで延期されたことから、平成27年4月からは、第1弾として、特に所得の低い者（第1段階）について実施し、平成29年4月から完全実施として第2、第3段階を含め保険基準額に対する割合が引き下げられる見込みである。

※政省令公布時期・・・年度末予定

《軽減のイメージ》

段階	対象	保険料基準額に対する割合	
		H27.4～	H29.4～
新第1段階	・生活保護世帯、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金等受給者等 ・世帯全員が市町村税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者等	0.5→0.45	0.45→0.3
新第2段階	・世帯全員が市町村税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	—	0.625→0.5
新第3段階	・世帯全員が市町村税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者等	—	0.75→0.7

【根拠法令】 介護保険法第129条（保険料）、介護保険法施行令第39条

【改正内容】 保険料率の改定【第7条関係】

<現行>

段階	課税状況	所得等	保険料(年額)	
第1段階	世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	30,760円	
第2段階		合計所得金額 +公的年金等収入金額		80万円以下
第3段階				80万円超120万円以下
第4段階	本人非課税	"	120万円超	46,140円
第5段階【基準額】			80万円以下	55,360円
第6段階	課税層	合計所得金額	80万円超	61,520円
第7段階			125万円未満	73,820円
第8段階			125万円以上190万円未満	79,970円
第9段階			190万円以上290万円未満	92,280円
第10段階			290万円以上400万円未満	104,580円
第11段階			400万円以上600万円未満	116,880円
		600万円以上	129,190円	

<改正後> ※軽減強化を図った場合

段階	課税 状況	所得等		保険料 (年額)
第1段階	世帯 非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者		27,680円
第2段階		合計所得金額 +公的年金等収入金額	80万円以下	
第3段階			80万円超 120万円以下	38,450円
第4段階	本人 非課税	"	120万円超	46,140円
第5段階【基準額】			80万円以下	55,360円
第6段階	課税層	合計所得金額	80万円超	61,520円
第7段階			125万円未満	73,820円
第8段階			125万円以上 190万円未満	79,970円
第9段階			190万円以上 290万円未満	92,280円
第10段階			290万円以上 400万円未満	104,580円
第11段階			400万円以上 600万円未満	116,880円
			600万円以上	129,190円

【施行期日】 公布日

【予算措置】 平成27年6月議会に平成27年度介護保険事業特別会計歳入歳出補予算（現年保険料）として計上予定